

正

一級
二級
木造

建築士事務所登録申請書

(第一面)

申請書の記入例
《 新規・個人 》

を確認できる書類を貼り付けてください。

1級の場合..... 24,000円
2級の場合..... 24,000円
木造の場合..... 24,000円

〔記入注意〕

- ※印欄は、記入しないでください。
- 登録申請者氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
- のある欄は、該当する□の中にレ印を付けてください。
- 現登録年月日及び登録番号の欄は、更新の登録を受けようとする場合に記入してください。

一級
二級
木造

建築士事務所の登録を申請します。この申請書及び添付書類の記載事項は事実に相違ありません。

令和 8 年 3 月 1 0 日

登録申請者氏名 福島 太郎

福島県指定事務所登録機関
一般社団法人 福島県建築士事務所協会会長 様

※事務所名称に「一級(二級・木造)建築士事務所」等の記載が無くても登録可能です。

建築士事務所	ふりがな 名 称	ふくしまけんちくせつけいいっきゅうけんちくしむしょ 福島建築設計一級建築士事務所			
	所在地	〒960-8061 福島県福島市五月町4-25 福島県建設センター5F 電話 024-521-4033 FAX 024-521-5087			
	一級建築士事務所、 二級建築士事務所又は 木造建築士事務所の別	一級建築士事務所			
登 録 申 請 者	個人であるとき	ふりがな 氏 名	ふくしま たろう 福島 太郎	建築士 の資格	一級建築士 <input checked="" type="checkbox"/> 二級建築士 <input type="checkbox"/> 木造建築士 <input type="checkbox"/> な し <input type="checkbox"/>
	法人であるとき	住所	〒960-8061 福島県福島市五月町4-25 福島県建設センター5F		
		事務所所在地			
建 築 士 事 務 所 を 管 理 す る 建 築 士	ふりがな 氏 名	ふくしま けんたろう 福島 健太郎	登録番号	第 0001 号	
	一級建築士、二級建築士 又は木造建築士の別	一級建築士	登録を受けた都道府 県名(二級建築士又は 木造建築士の場合)		
	管理建築士講習を 修了した年月日	平成22年10月1日	修了証番号	第101G11111X号	
現 登 録 年 月 日 及 び 登 録 番 号	福島県知事登録 第 年 月 日 号			※ 番 査	記入不要
新規 <input checked="" type="checkbox"/> 更新 <input type="checkbox"/>	※ 登 録 年 月 日 及 び 登 録 番 号	福島県知事登録 第 年 月 日 号			

副

一級
二級
木造

建築士事務所登録通知書

※ 通知欄	建築士法第23条の3第1項の規定により登録をしたので通知します。 年 月 日 記入不要 福島県指定事務所登録機関 株式会社 福島県建築士事務所協会 会長				
建築士事務所	ふりがな 名称	ふくしまけんちくせつけいいきゅうけんちくじむしょ 福島建築設計一級建築士事務所			
	所在地	福島県福島市五月町4-25 福島県建設センター5F 電話 024-521-4033 番			
	一級建築士事務所、 二級建築士事務所 又は木造建築士事 務所の別	一級建築士事務所			
登録申請者	個人 である とき	ふりがな 氏名	ふくしま たろう 福島 太郎	建築士 の資格 一級建築士 <input checked="" type="checkbox"/> 二級建築士 <input type="checkbox"/> 木造建築士 <input type="checkbox"/> な し <input type="checkbox"/>	
		住所	〒960-8061 福島県福島市五月町4-25 福島県建設センター5F		
	法人 である とき	ふりがな 名称			
		事務所 所在地			
建築士事務所を 管理する建築士	ふりがな 氏名	ふくしま けんたろう 福島 健太郎	登録番号	第0001号	
	一級建築士、二級建 築士又は木造建築 士の別	一級建築士	登録を受けた都道府県 名(二級建築士又は木造 建築士の場合)		
	管理建築士講習 を修了した年月日	平成22年10月 1日	修了証番号	第101G-11111X号	
現登録年月日 及び登録番号	年 月 日 福島県知事登録第 号		※ 審 査		
新規 更新 <input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	※ 登録年月日 及び登録番号 年 月 日 福島県知事登録第 号	記入不要			
※ 有効期間	年 月 日から 年 月 日まで				

注 本書には、建築士法施行規則第19条各号に掲げる書類を添付する。

(第二面)

所属建築士名簿

[記入注意]

全ての所属建築士についてこの書類に記入しきれない場合は、備考の「有」の□の中にレを付けたうえで、この書類に記入しきれない部分を別紙に記入して添えてください。

ふりがな 氏名	一級、二級又は木造建築士の別及び管理建築士である場合にあっては、その旨	登録番号	登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）	構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合にあっては、その旨	構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付番号
ふしま けんたろう 福島 健太郎	管理建築士 一級建築士	第0001号		構造設計一級建築士	第0010号
ふしま たろう 福島 太郎	一級建築士	第0002号			
ふしま はなこ 福島 花子	二級建築士	第0003号	福島県		
管理建築士を含めた全ての建築士についてご記入下さい。					
計					
(備考) 別紙 有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>				一級建築士 二級建築士 木造建築士 構造設計一級建築士 設備設計一級建築士	2名 1名 名 1名 名

添付書類 (ロ)

略 歴 書

登録申請者
管理建築士

登録申請者が管理建築士を兼ねている場合は、両方に印を付けてください。

氏 名	福島 太郎	押印 不要	生年月日	昭和25年7月7日
建築士の資格	一級建築士 <input checked="" type="checkbox"/> 登録番号なし <input type="checkbox"/> 二級建築士 <input type="checkbox"/> 木造建築士 <input type="checkbox"/>	登録番号 第0002号	登録を受けた都道府県名 (二級建築士又は木造建築士の場合)	
学 歴	年 月 日	学校名及び学科名	卒業・修了・中退の別	
	昭和48年3月	〇〇大学 建築学科	卒業	
職 歴	期 間 年月 ~ 年月	勤 務 先	地 位 ・ 職 名	
	平成17年4月～ 現在に至る	福島建築設計一級建築士事務所	自営	
	平成10年4月～ 平成17年3月	株式会社福島	設計部長	
	平成3年4月～ 平成10年3月	福島工務店有限会社	設計課長	
	昭和48年4月～ 平成3年3月	福島建設	現場監督	
歴	最終学歴から現在に至るまで、空白の期間がないように記入して下さい。			

添付書類 (ハ)

誓 約 書

登録申請者（営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）及び登録申請者が法人である場合における当該法人の役員を含む。）が下記のいずれにも該当しないことを誓約します。

令和 8 年 3 月 10 日

登録申請者の氏名又は名称

福島 太郎

押印
不要

福島県指定事務所登録機関

一般社団法人福島県建築士事務所協会会長 様

記

- 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 3 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 4 建築士法第9条第1項第4号又は第10条第1項の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者
- 5 建築士法第26条第1項又は第2項の規定により建築士事務所について登録を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、その取消しの原因となつた事実があつた日以前1年以内にその法人の役員であつた者でその取消しの日から起算して5年を経過しないもの）
- 6 建築士法第26条第2項の規定により建築士事務所の閉鎖の命令を受け、その閉鎖の期間が経過しない者（当該命令を受けた者が法人である場合においては、当該命令の原因となつた事実があつた日以前1年以内にその法人の役員であつた者でその閉鎖の期間が経過しないもの）
- 7 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しないもの（9において「暴力団員等」という。）
- 8 精神の機能の障害により建築士事務所の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 9 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- 10 建築士事務所について建築士法第24条第1項及び第2項に規定する要件を欠く者
- 11 禁錮以上の刑に処せられた者（2に該当する者を除く。）
- 12 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられた者（3に該当する者を除く。）

[記入注意] 1 登録申請者が法人である場合には、法人の代表者の氏名を併せて記載してください。
2 2から9まで、11又は12のいずれかに該当するときは、該当事項を抹消し、かつ、上欄にその事実をできるだけ詳細に記入してください。